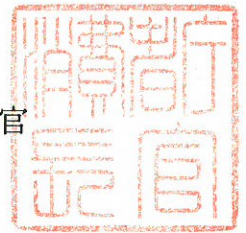




消教地第 228 号
平成 28 年 5 月 25 日

岩手県知事 殿
宮城県知事 殿
福島県知事 殿
茨城県知事 殿

消費者庁長官



被災 4 県における「地方消費者行政推進事業実施要領」等の取扱いについて（通知）

一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係る、地方消費者行政推進交付金及び地方消費者行政活性化交付金による造成部分を活用して行われる事業については、「地方消費者行政推進事業実施要領」（平成 28 年 5 月 25 日付け消教地第 223 号。以下「実施要領」という。）及び平成 21 年 2 月 3 日付け府国生第 54 号内閣府国民生活局長通知の別紙「地方消費者行政活性化基金管理運営要領」（平成 28 年 5 月 25 日最終改正。以下「運営要領」という。）について、別紙のとおり取り扱うこととしましたので通知いたします。

なお、本通知につきましては、平成 28 年 4 月 1 日から適用することといたします。また、「被災 4 県における「地方消費者行政推進事業実施要領」等の取扱いについて（通知）」（平成 27 年 4 月 9 日付け消教地第 140 号）については、本通知をもって廃止することといたします。

貴県におかれましては、この通知の内容を貴管内市町村に周知していただくとともに、必要に応じて貴県の関係規定を整備の上、震災の復旧・復興のために交付金等を有効に活用していただければ幸いです。

なお、本通知に関する問合せは、消費者庁消費者教育・地方協力課までお願いいたします。

被災4県における「地方消費者行政推進事業実施要領」等の取扱いについて

一般会計に係る、地方消費者行政推進交付金（以下「交付金」という。）及び地方消費者行政活性化交付金による造成部分（以下「交付金相当分」という。）並びに東日本大震災復興特別会計に係る、地方消費者行政推進交付金（以下「復興交付金」という。）及び地方消費者行政活性化交付金による造成部分（以下「基金復興相当分」という。）を活用して行われる事業の実施については、実施要領及び運営要領を、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 復興交付金及び基金復興相当分を活用して行う事業について（実施要領第4（1）①及び（2）①関連、運営要領第4（1）①及び（2）①関連）

復興交付金及び基金復興相当分は、それぞれ地方消費者行政推進交付金（東日本復興特別会計）交付要綱（平成27年4月9日付け消教地第148号）第2の目的に沿った事業（以下「復興関連事業」という。）及び地方消費者行政活性化交付金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱（平成26年4月28日付け消地協第101号）第2の目的に沿った事業（以下「復興関連事業」という。）に使用しなければならない。

- (2) 事業計画の策定について（実施要領第2（1）③関連、運営要領第2（4）③関連）

県及び市町村は、復興交付金及び基金復興相当分を活用して行われる復興関連事業に係る事業計画を別に定める様式により毎年度策定し、消費者庁長官に提出するものとする。

- (3) 交付金等及び交付金相当分等の支出限度額について（実施要領第2（1）⑤関連、運営要領第2（4）⑤関連）

実施要領第2（1）⑤において、「④の場合における交付金等の支出については、支出を行う年度の都道府県の消費者行政経費（決算（見込み）ベース）及び当該都道府県の管内の市町村の消費者行政経費（決算（見込み）ベース）及び当該都道府県の管内の市町村の消費者行政経費（決算（見込み）ベース）の合計額の2分の1相当を上回らない額（以下「支出限度額」という。）を限度とする。ただし、事業計画作成時は、予算ベースの額を計上することとする。なお、支出限度額の算出に当たっては、交付金等には消費者行政活性化のために都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）のうち、地方消費者行政活性化交付金により造成した部分（以下「交付金相当分」という。）を取り崩した額を含むものとする。」と規定し、

また、運営要領第2(4)⑤において、「④の場合における交付金相当分等の取崩しについては、取崩しを行う年度の都道府県の消費者行政経費(決算(見込み)ベース)及び当該都道府県の管内の市町村の消費者行政経費(決算(見込み)ベース)の合計額の2分の1相当を上回らない額(以下「取崩限度額」という。)を限度とする。ただし、事業計画作成時は、予算ベースの額を計上することとする。なお、取崩限度額の算出に当たっては、交付金相当分等には消費者行政推進のために都道府県に交付された地方消費者行政推進交付金(以下「交付金」という。)により支出した額を含むものとする。」と規定しているところであるが、岩手県、宮城県、福島県、茨城県(以下「被災4県」という。)については、3分の2相当を上回らない額を限度とする。

(4) 交付金等の処分の制限について(実施要領第2(3)①関連、運営要領第2(7)及び(8)②関連)

復興交付金及び基金復興相当分(下記(6)により繰り入れた運用益を含む。)は、復興関連事業を実施する場合を除き、それぞれこれを支出及び取り崩してはならないものとする。

復興関連事業終了後に復興交付金の残余额又は基金(交付金相当分)の残余额を国庫に返還する場合には、基金復興相当分の残余额については、東日本大震災復興特別会計への返納分として取り扱うものとする。

(5) 交付金等事業実施状況報告について(実施要領第2(4)関連、運営要領第2(9)関連)

県は、復興交付金及び基金復興相当分を活用して行われる復興関連事業の終了後3か月以内に、当該事業に係る交付金事業及び基金事業実施状況報告を別に定める様式により毎年度策定し、消費者庁長官に提出しなければならない。

(6) 運用益の処分について(運営要領第2(5)関連)

基金(交付金相当分)の資金管理及び運用については、基金復興相当分とそれ以外の部分を区分することを要せず、基金(交付金相当分)の運用によって生じた運用益を当該基金(交付金相当分)に繰り入れる場合には、基金に対する東日本大震災復興特別会計からの交付金額と一般会計からの交付金額による按分により、それぞれ基金復興相当分とそれ以外の部分に繰り入れるものとする。

(7) 事業の実施により取得した財産の処分について(実施要領第4(1)⑨及び(2)⑩関連、運営要領第2(5)、第4(1)⑨及び(2)⑩関連)

復興交付金及び基金復興相当分を活用して行われる復興関連事業の実施により取得した財産を、処分することにより収入があった場合には、当該収入を基金復興相当分に繰り入れるものとし、当該収入の全部又は一部につき国庫への返還を要する場合には、東日本大震災復興特別会計への返納分として取り扱うものとする。

(8) 実施要領及び運営要領別添1中、都道府県事業に係る1. から4. までの読替えについて(被災4県に限る。)(実施要領別添1関連、運営要領別添1関連)

1. (2) ①中「消費生活センターを追加的に設置し、相談事業を実施しようとする市町村」とあるのは「消費生活センターを追加的に設置し、相談事業を実施しようとする都道府県及び市町村」と、「消費生活センターの一層の機能強化を図ろうとする市町村」とあるのは「消費生活センターの一層の機能強化を図ろうとする都道府県及び市町村」と読み替えて適用する。

1. (2) ②中「消費生活センターを設置する市町村」とあるのは、「都道府県及び消費生活センターを設置する市町村」と読み替えて適用する。

1. (2) ③中「苦情処理委員会を設置する市町村」とあるのは、「都道府県及び苦情処理委員会を設置する市町村」と読み替えて適用する。

2. (2) ①実務的研修の実施中「管内の市町村を支援するために」とあるのは、「管内において」と読み替えて適用する。

3. (2) ①研修開催(都道府県)及び③研修参加支援(都道府県)中「管内の市町村の取組を支援するために、管内の」とあるのは、「管内の」と読み替えて適用する。

4. (1) 事業内容中「平成24年度末」とあるのは、「平成28年度末」と読み替えて適用する。